## 残留農薬分析 知っておきたい問答あれこれ 改訂 4 版 2018 農薬取締法改正 (平成 30 年) による新旧対照表

新	旧	該当箇所
生活環境動植物(場合により、水域の生活環境動植物)	水産動植物	P.12, P.14, P.126,
		P.138, P.139, P.144
「登録を拒否する」、「登録が拒否される」	「登録を保留する」、「登録が保留される」	P.12, P.38, P.138
農薬取締法第4条3項	農薬取締法第3条2項	P.12, P.138
登録基準	登録保留基準	P.12, P.138, P.139,
		P.143
農薬の登録申請において提出すべき資料について(平成31年	農薬の登録申請に係る試験成績について(平成 12	P.39, P.60, P61,
3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通	年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農	P.140, P141,
知)(令和3年8月17日改正版)	産園芸局長通知)	PP.158-167 資料 3
http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/6278/6278 2nd.pdf		
特に以下項目については、各ページをご参照ください。	「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用	P.39, P.60, P61,
植物の体内での代謝及び農作物等への残留に関する試験成績 ( <u>p28</u> , <u>p102</u> )	について(平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第	P.122, P.123,
食肉、鶏卵その他の畜産物を生産する家畜の体内での代謝及び畜産物へ	3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知)	PP.168-175 資料 3
の残留に関する試験成績( <u>p32</u> , <u>p108</u> )		
環境中における動態及び土壌への残留に関する試験成績( <u>p33</u> , <u>p110</u> )		
試験に用いられた試料の分析法に関する試験成績 ( <u>p38</u> , <u>p179</u> )		
更新された作物群分類表は以下より確認できます。	作物群分類表	P.40
農薬の登録申請において提出すべき資料について(平成31年		
3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通		
知)(令和3年8月17日改正版) <u>p.29</u> 別紙 作物残留試験の		
提出試験数について 2. 作物群を申請する場合		
http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/6278/6278 2nd.pdf#page=29		
【参考】農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物		
等の名称について(平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6281 号		
農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)		
https://www.acis.famic.go.jp/shinsei/6281.pdf		
農薬 GLP での試験記録の保管期間 10 年	農薬 GLP での試験記録の保管期間 15 年	P.50

新	旧	該当箇所
特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令(平成 30 年農林水産省令第 76 号) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430M60000200076	農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施に ついて(平成11年10月1日付け11農産第6283 号農林水産省農産園芸局長通知)	P.50, P.126
保存安定性試験について 「添加する濃度は、…通常、定量限界の 10 倍…」 (OECD Test No. 506 による)	「添加する濃度は、…通常、定量限界の 10~100 倍 程度…」	P.60
誤字訂正 (正)「併行精度」、「併行相対標準偏差」 試料の繰り返し分析について 農薬登録のための農作物等・畜産物への残留に関する分析で は、試料の繰り返し分析への規定無し	(誤)「並行精度」、「並行相対標準偏差」 「同一試料について2回以上繰り返し分析し…」、 「1試料についてn=2以上繰り返し行った…」	P.119 P.120, P.123
数値の丸め処理について 農薬登録のための農作物等・畜産物への残留に関する分析で は、JIS Z8401:1999 にしたがった丸め処理の規定無し	「農薬登録のための分析では、定量限界の位に JIS Z8401:1999 にしたがって丸めます。」	P.122
現在の農薬 GLP 制度の適用対象となる試験分野は、物理的化学的性状試験 2 項目、毒性試験 35 項目、遺伝毒性試験 4 項目、生態毒性試験等 15 項目、環境動態試験 6 項目、残留試験 8 項目、原体組成試験等 2 項目となっています。 http://www.acis.famic.go.jp/glp/4215.pdf#page=10	現在の農薬 GLP 制度の適用対象となる試験分野 は、毒性試験 32項目、生体内等代謝(動態)試験 5項目(家畜代謝試験を含む)、物理的化学的性状 試験 15項目、水産動植物への影響試験 10項目及 び残留試験 2項目(作物残留試験及び家畜残留試 験)となっています。	P.126
水域 PEC	水産 PEC	P.138
含有濃度	含有量	P.143
最新の分析部位(検体)は以下より確認できます。 https://www.mhlw.go.jp/content/000358849.pdf  【参考】農産物の検体部位及び基準値適用部位の見直しについて https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000481931.pdf  濃度単位について	資料 1 分析部位(検体)	P.149 資料 1
農薬登録のための試験では、濃度の単位として mg/kg を推奨 食品、添加物等の規格基準では、ppm を推奨(変更なし)	ppm	

作成日: 令和3年8月26日(参照 Web サイトのアクセス確認; 令和3年8月26日)